

プレミアム付 商品券を販売

令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに際し、所得の少ない人(住民税非課税の人)や小さな乳幼児のいる子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

1. 購入対象者と購入額

① 低所得者	② 子育て世帯
平成31年1月1日時点で、本市に住民登録がある人で、平成31年度市・県民税が非課税の人 ※課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などは除きます。	本市に住民登録がある3歳未満の子(平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子)が属する世帯の世帯主
券面額2万5千円(販売額2万円)	券面額2万5千円(販売額2万円) ×3歳未満の子の数

※①と②の両方対象の場合は両方の条件で購入することができます。

※低所得者に配慮し、券面額で5千円単位の分割販売をします。購入の度に確認印を押しますので、引換券は失くさないようにしてください。引換券の再発行はできません。

2. 申請から使用までの流れ

1 申請する	申請期間 8月1日(木)から12月10日(火)まで 低所得者には、市から購入引換券の申請に関する案内を送ります。 ▶案内(7月下旬発送)に同封された申請書に必要な事項を記入の上、郵送または窓口(地域福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所)に提出してください。 ▶窓口申請は、混雑が予想されますので、郵送申請をお勧めします。 ▶8月に申請した人には9月中に購入引換券を送る予定です。
2 引換券が届く	子育て世帯には9月中に購入引換券を送るので、申請は必要ありません。 ▶引換券の再発行はできません。 ▶販売場所、時間は引換券と一緒にお知らせします。
3 商品券を購入する	購入可能期間 9月24日(火)から12月20日(金)まで 販売場所で購入引換券と身分証明ができるものを提示し、購入します。 ▶購入した商品券は、第三者への転売・譲渡や交換・換金はできません。 ▶商品券購入時に使用可能店舗の一覧を渡します。
4 商品券を使用する	使用可能期間 10月1日(火)から令和2年1月31日(金)まで ▶商品券での買い物には、お釣りはできません。 ▶他の商品券やプリペイドカード、たばこ、公共料金などの支払いおよび有価証券などの購入には使用できません。

「プレミアム付商品券」を装う
振り込め詐欺や個人情報の詐取に
注意してください。

市や内閣府の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や警察署(または警察相談専用電話#9110)に連絡してください。

市や内閣府が「プレミアム付商品券」を販売するために、手数料などの振り込みを求めたり、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対にありません。